

要 望 書

(一般行政関係)

令和3年10月

佐 賀 県 市 長 会

令和3年度 一般行政関係要望事項一覧

[計24件]

○危機管理・報道局関係

- 1 原子力災害重点対策区域における防災対策事業への財政支援
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 地域防災力向上促進事業の充実について・・・・・・・・ P 2
- 3 消防団処遇改善に係る県の支援について【重点】・・・・ P 3

○危機管理・報道局、産業労働部関係

- 4 建築物への浸水被害防止対策等に向けた取組みに対する支援について
【重点】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

○地域交流部関係

- 5 公共交通の導入及び運行に必要な財政支援について・・・・ P 5
- 6 港湾の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 7 交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた取組みについて・・ P 8
- 8 西九州新幹線開業に伴う支援等について【重点】・・・・ P 9

○文化・スポーツ交流局関係

- 9 「県立総合体育館」の整備について・・・・・・・・ P 10

○県民環境部関係

- 10 インターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- 11 地方消費者行政に対する財政支援の継続について・・・・ P 12

○男女参画・こども局、健康福祉部関係

- 12 医療費助成に対する県補助の拡充等について【重点】・・・・ P 13

○男女参画・こども局関係

- 13 保育園・幼稚園における障がいがある園児や特別な配慮を必要とする園児への支援について・・・・・・・・ P 15

○健康福祉部関係

- 14 地域生活支援事業費補助金の増額及び県単独補助の創設について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16

1 5 民生委員・児童委員の活動環境の整備等について・・・・・・・・・・ P 1 7

○健康福祉部・地域交流部・産業労働部関係

1 6 新型コロナウイルス感染症対策に対する支援等について【重点】
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 9

○農林水産部関係

1 7 頭首工（可動堰）の保全に対する支援増について・・・・・・・・・・ P 2 0

○県土整備部・地域交流部関係

1 8 空き家の除去費用等に係る県の財政支援について【重点】・・・・ P 2 1

○県土整備部関係

1 9 佐賀県急傾斜地崩壊防止事業における要件の緩和及び補助率の
嵩上げについて【重点】・・・・・・・・ P 2 2

2 0 法定外公共物（里道・水路）の維持管理に対する支援策の創設について
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 3

2 1 下水道事業における10年概成（令和8年度）以降の未普及対策事業の
継続について・・・・・・・・ P 2 4

2 2 土砂災害特別警戒区域に指定された箇所への対策工事の実施について
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 5

2 3 河川改修及び内水排水対策について・・・・・・・・ P 2 6

2 4 幹線道路網の整備促進について・・・・・・・・ P 2 8

1 原子力災害重点対策区域における防災対策事業への財政支援について

国は、原子力防災対策を行う地域を原子力発電所から30km圏に拡大したことから、玄海原子力発電所から30km圏の自治体においては、避難計画の策定をはじめ、避難道路となる道路の整備など原子力防災対策を進めるとともに、住民の広域避難については、受入市町と覚書を締結して毎年避難の基本的事項を確認し、体制の構築や運用面の確認に努めているところです。

玄海原子力発電所3、4号機が再稼働しており、広域避難に関しては市民の関心が高く、より実効性のある原子力防災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

つきましては、一定水準の原子力防災体制を整備するため、次のとおり要望します。

- 原発事故の際に避難道路となる国道、県道の改良及び新規敷設の早期実現。
- 避難道路となる市道の整備に対する財政的支援。
- 原子力災害対応避難行動計画の改訂に伴うPAZ内の住民避難台帳の整備及び広域避難先の避難所台帳の更新に要する費用への財政的支援。
- 原発事故による被災体験や避難生活等、震災の教訓を学ぶための講演会開催等費用に対する「佐賀県原子力発電施設等緊急時安全対策補助金」の拡充等による財政的支援。

関係法令等

2 地域防災力向上促進事業の充実について

近年続いている豪雨被害を受け、社会的にも防災への関心が高まっており、地域における自主防災組織及び小学校区での防災への取り組みをより促進していくことが重要となっております。

このことから、各自治体においては、各地区で核となる防災リーダー（防災士）の養成や消防団による地域防災力の強化等に努めているところですが、災害対策基本法の改正に伴う避難情報の見直しやハザードマップの再確認等、地域防災力向上に係る事業が多岐にわたって来ており、自治体の財政負担も大きくなっています。

つきましては、今後、より一層の地域防災力の充実強化を図るため、「佐賀県地域防災力向上促進事業補助金」の補助額、補助率の引上げ等、県内自治体への更なる支援の充実を要望します。

関係法令等

3 消防団処遇改善に係る県の支援について

消防団の処遇改善に関する報酬額、手当額、支払方法等については、国から通知が発出され、新聞等においても報道がなされているところです。

消防団員報酬等の公金の支払い事務については、長年にわたり慣例的に行ってきた部分もあり、適正な公金管理に向けて消防団と協議を始めたところですが、今回の処遇改善は、報酬額等の引上げにまで及んでいます。

しかしながら、報酬額等引上げに係る財源につきましては、県内いずれの市町においても財政状況が厳しいことから、県内市町の共通方針等を踏まえた上で検討すべき事項であると考えます。

このことから、消防団の処遇改善の取組みにつきましては、県内市町の連携を図り、組織率全国一を誇る佐賀県消防団の団員確保に繋げるという観点から、次のとおり要望します。

- 県主導による県内市町の「連絡会議」等の開催
- 団員数等、地域の実情に応じた交付税の算定となるよう、国への財政支援の要請

関係法令等

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

4 建築物への浸水被害防止対策等に向けた取組みに対する支援について

近年、大雨による災害が毎年のように発生し、特に梅雨時期には、多くの方々が不安を抱えています。

佐賀県においては、「平成30年7月豪雨」、「令和元年佐賀豪雨」、「令和2年7月の大雨」と、3年連続で大雨による被害を受けているところに、今年8月、更に、これらを上回る雨量により、河川からの越水、内水氾濫等を招き、県内各地で、これまで以上に、多くの住家や事業所等の建築物が浸水し、甚大な被害を被っております。

こうした状況を踏まえ、県民の生命、身体、財産を保護し、安全、安心な県土づくりに寄与することを目的として、次のとおり要望します。

- ハザードマップにおける浸水想定区域内にある住家・事業所・倉庫等の所有者が、盛土擁壁等による嵩上げ工事や、止水板、避難空間（バルコニー等）の設置等、浸水被害の未然防止、軽減対策を講じる際の費用の負担軽減を図る補助制度の創設。
- 市町が実施する盛土公園や高台などの避難場所や地区公民館等の一時避難場所の浸水対策工事の財政負担に対する補助制度の創設。

関係法令等

5 公共交通の導入及び運行に必要な財政支援について

高齢化が進み、運転免許証自主返納数が増加する中、公共交通の重要性は年々高まっております。

そのような中、新型コロナウイルス感染防止のための外出自粛による、公共交通利用者の大幅な減少や、運転士の不足や高齢化等により、路線維持も危ぶまれており、公共交通の維持・確保は高齢化社会の喫緊の課題となっているところであります。

県内自治体においては、路線バスの再編や地域住民の要望に対応するため、コミュニティバスの運行やデマンド型交通の導入等に取り組み、公共交通の利用促進を図る等、地域と一体となってニーズに対応した公共交通ネットワークを構築しております。しかし公共交通に対する補助金が増加する中、新型コロナウイルスの影響による各路線の収支の更なる悪化が予想され、公共交通の維持・確保に要する財政負担が大きくなることが危惧されます。

今後、持続可能な公共交通を実現していくためには、国及び県の一層の支援が不可欠なため、次のとおり要望します。

- 新型コロナウイルスの影響による利用者の激減に鑑み、佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱で定める一日当たりの輸送量及び平均乗車密度要件の緩和並びに補助対象経費の上限拡大を、需要が回復するまでの当面の間継続するとともに、国に対しても地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金の要件緩和や補助額上限拡大の継続を働きかけること。
- 路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等、地域内公共交通の利用を促進する際に必要な費用に対する財政支援を講じること。
- 地域内公共交通の導入に必要な費用（定員10人以上の車両の取得費等）及び運行に必要な費用に対する財政支援を講じること。
- 国庫補助金の対象外となる地域間を結ぶ生活交通路線の導入及び運行に必要な費用に対する財政支援を講じること。また離島の島民にとって、生活交通として欠かせない離島航路については、その維持・確保に必要な費用に対する財政支援を講じること。

関係法令等

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県バス運行対策費補助金交付要綱

6 港湾の整備促進について

県内2つの重要港湾（唐津港・伊万里港）は、産業活動及び県民生活を支える基幹的な社会資本であり、本地域のみならず県内各地域が発展していくためには、今後も整備を行っていく必要があります。

特に、本県の産業が国際競争力を確保し、経済再生を進めていくためには、アジア諸国と比較しても遜色のない、利便性の高い物流サービスの提供が不可欠であり、そのためにも、今後の港湾整備の推進は重要な鍵となるものです。

また、東日本大震災や熊本地震という自然災害を経験し、大規模地震や津波等から住民の生命・財産を守るための海岸整備や救援物資の陸揚げ・輸送と迅速な復旧における港湾施設の耐震化の重要性を改めて認識したところです。

全国的にも観光立国が推進される中、人々が「みなと」を身近に感じられ、来訪者等で賑わう「みなとづくり」、「みなとまちづくり」を進めるため、港湾の持つ優れた景観特性や歴史性、親水性などの資源を最大限に活かす港湾整備を推進していく必要があるものと言えます。さらには、クルーズ客船を誘致することで、県内の観光素材のPR、佐賀県経済への波及効果が期待できると思われま

す。県におかれましては、上記のような、これからの港湾整備に求められる事柄をご理解のうえ、次の事項について要望します。

- 唐津港、伊万里港において実施している国直轄事業の整備促進について、国に対し積極的な働きかけを行っていくこと。特に、唐津港東港耐震岸壁については、暫定水深での供用となっており、国土強靱化の観点からも緊急物資輸送の拠点として本来の機能を発揮できるように、唐津港港湾計画に沿った航路泊地の水深9m化に向けて早期整備を図ること。また、伊万里港臨港道路七ツ島線については、令和4年度の完成に向けて確実な整備を図ること。
- 県内の各地域におけるビジネスチャンスを活かした産業の活性化を図り、消費の拡大と安定した雇用確保のため、地域産業の国際競争力等を物流面から支える国際・国内物流拠点の整備や、老朽化した港湾施設など基盤施設

の再生・再編を図るとともに、港湾施設の活用の利便性の高い臨海部における大規模産業用地の整備を図ること。

特に、伊万里港においては、航路の増便などによりコンテナ取扱量が増加しており、港湾荷役作業の効率性、安全性の向上が必要なため、コンテナヤードの適切な維持・補修及び増設、ガントリークレーンの早期増設のほか、空コンテナ置き場（バンプール）の早期整備などの施設整備を図るとともに、「浦ノ崎地区廃棄物処理用地」の埋立を促進し、当該用地のポテンシャルを活かした企業誘致が1日でも早く可能となるよう、港湾計画の変更に向けた作業及び当該用地の整備を推進すること。

また、唐津港においては、近年、金属くずや中古自動車等の取扱量が増加しており、今後、新たな貨物としてバイオマス発電燃料（木質ペレット、PKS（パーム椰子殻））の取り扱いも見込まれることから、岸壁等の利用状況を検証の上、必要となる施設整備を行うとともに、港湾計画の変更に向けた作業を推進すること。

- 県内の各地域における美しい景観資源や歴史的・文化的資源等を活かし、観光等を通じた地域間・国際間の交流と地域社会の活性化を支える個性ある「みなとまちづくり」を推進すること。
- 日本を含む東アジアのクルーズ市場が今後、回復することを見据え、県内におけるクルーズ船の受け入れ方針を整理の上、唐津港、伊万里港においても国内外のクルーズ客船誘致を積極的に推進すること。また、クルーズ船の受け入れにあたっては、人的・財政的支援を講じること。
- 上記要望項目に対する必要な財政上の措置のほか、既存港湾施設の有効活用を図るため、適切な管理・保全・再生がなされるよう財政上の支援等必要な措置を講じること。

関係法令等

7 交通系 I Cカードの普及・利便性拡大に向けた取組みについて

平成25年3月の全国10種類の交通系 I Cカードの相互利用サービス開始以降、公共交通機関を利用できる範囲が大幅に拡大され、現在では事業者による運賃割引や回数割など公共交通の利用促進のためのサービスに加え、コンビニエンスストアや駅構内の商業施設等で利用できる電子マネー機能など多種多様な機能・サービスが利用できるなど、今や公共交通利用者にとって便利で、無くてはならない存在となってきました。

国は、交通政策基本計画において、「令和2年度までに相互利用可能な交通系 I Cカードをすべての都道府県で使えるようにする」という目標を定めており、平成30年5月九州地方知事会では、J R九州に対し「 I Cカード利用可能駅の拡大など、鉄道の利便性向上にも一層取り組むことを期待する。」旨の意見書も提出されております。

また、J R九州は令和年3月のダイヤ改正にあわせて、県内にある複数の駅の営業時間の短縮や土日・祝日の無人化を行っております。今後、更に駅の無人化が加速していけば、これまで以上に交通系 I Cカードに対する需要が高まっていく可能性が考えられます。

佐賀県においては、平成28年にJ R九州と「 I Cカードエリアの拡大に関すること」を含めて、包括的連携協定を締結されており、このことについて更なる協議を進め、西九州新幹線開業時までに I Cカードを佐賀県全域に導入できるよう県の一層の取り組み、支援を要望します。

関係法令等

8 西九州新幹線開業に伴う支援等について

九州新幹線西九州ルートについては、令和4年秋に「西九州新幹線」として長崎～武雄温泉駅間が開業する運びとなっています。

つきましては、次のとおり要望します。

- 沿線市における新幹線を活用したまちづくりに対するソフト・ハード両面での支援。
- 開業効果を最大限に高め、県内全域に波及させる取組みの推進。
- 開業に伴い並行在来線区間となる諫早～肥前山口駅間の必要な運行本数の確保と駅舎のバリアフリー化等利便性の向上。
- 開業間近となり、武雄温泉駅以東の西九州ルートの在り方・整備方式等については、市民・県民の鉄道交通としての利便性はもとより、県内自治体のまちづくり計画にも大きく影響するため、国等との協議については、幅広の議論を前提としながらも、その課題解決を図ること。

関係法令

9 「県立総合体育館」の整備について

県内各市の取り組みとして、例えば、伊万里市では、「スポーツが盛んで心身ともに健やかな人と地域づくり」を目指し、生涯スポーツ・競技スポーツの推進、スポーツ施設の整備充実等に努めているところです。

こうした中、社会環境の変化に伴い、スポーツの実施目的・内容も高度化、多様化しており、これらの要望に対応していくためには、その受け皿となるスポーツ環境の整備・充実を図ることが重要であります。その整備には多額の経費を要するため、市単独での財源確保が難しい状況にあります。

一方、県立の体育施設の設置状況を見ますと、現在建設中のSAGAサンライズパークをはじめ、そのほとんどが佐賀市内に集中しており、県西部地域からは、施設までの移動に1時間以上かかり、平日の練習や大会等での使用は困難であることから、競技者や競技団体の中からも、県立体育施設の分散化・公平化が叫ばれております。

更に、当地域は、多くの集客が可能な屋内施設がないため、伝統産業である焼き物等の文化を県内外に発信するイベント等もできず、地域の産業や文化活動も停滞しております。

また、県西部地区に位置する市、例えば伊万里市は、玄海原子力発電所から半径30km圏内に位置し、市域のすべてが緊急時防護措置準備区域（UPZ）に指定されているとともに、熊本地震のような大地震など避難を伴うあらゆる災害が発生した場合でも、確実に屋内退避や避難ができる施設の必要性が高まっております。

このようなことから、県民のスポーツの振興はもとより、地域の産業や文化の振興、更には県民の安全安心を確保するため、スポーツやイベントなどの多目的な活用に加え、防災機能も備えた「県立総合体育館」を県西部地区（新たにUPZ圏に指定された伊万里市）に建設して頂くようお願いします。

関係法令等

10 インターネット上の部落差別情報を規制する法律の整備について

近年、自称ジャーナリスト「鳥取ループ」によって『部落探訪』と称した全国各地の被差別部落の画像や動画がインターネット上に多数掲載されており、深刻な社会問題となっています。

特に、YouTubeにおいては、平成30年11月以降、全国120地区を超える被差別部落の動画が掲載されており、県内でも令和2年12月から令和3年2月にかけて6地区（佐賀市3地区、唐津市3地区）の被差別部落（未指定地区を含む）が公表され、個人の家屋、店舗、墓石までが世界中に晒されています。

被差別部落出身者に対する差別意識が根強く残るなかで被差別部落を公表する行為は、部落差別につながる悪質な人権侵害行為です。

県内でも複数の自治体による法務局を通じた削除要請が行われていますが、インターネットへの部落差別情報の掲載を規制する法律が存在しないことから、最終的な判断はサイト管理者のモラルに委ねられており、差別情報は依然として削除されないまま拡散を続けています。

このような深刻な状況を踏まえ、部落差別情報のインターネットへの掲載を規制する実効性のある法律の整備について、国に対しての働きかけを要望します。

関係法令等

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

1 1 地方消費者行政に対する財政支援の継続について

地方消費者行政については、平成20年に国が地方消費者行政強化に取り組む自治体を支援し、活性化させるために地方消費者行政活性化基金を造成しました。その後、各地方自治体は、当該基金を活用して消費生活センターや消費生活相談窓口の設置、消費生活相談員の増員などを行い、消費生活相談体制の整備に努めてきたところです。

近年では、年齢層を問わず、特に、健康食品や化粧品の定期購入やインターネット通信販売に関する相談件数が増加しており、社会環境がめまぐるしく変化する中、巧妙、複雑化している消費者トラブルに対応していくには、現体制の維持・強化が不可欠です。

現在、地方消費者行政基金は「地方消費者行政推進交付金」に移行し、地方に対する国の支援は平成29年度末までで一つの区切りを迎え、平成30年度からは「強化交付金」が新たにスタートしたものの、地方に対する国の支援は年々縮減しており、順次、地方自治体の自主財源に切り替えていかねばなりません。

しかしながら、厳しい地方財政において自主財源の捻出は容易ではなく、事業縮小もやむを得なくなり、消費者啓発活動などができなくなる恐れがあります。地方自治体が消費生活相談を取りやめるといった事態が起きれば、消費者行政の大幅な衰退が危惧されます。

県民の安全で安心な消費生活の確保のため、国へ地方消費者行政に対する財政支援の継続について強く要望して頂き、また、県におかれましても特段の配慮をお願いします。

関係法令等

- ・ 消費者基本法
- ・ 消費者安全法

1 2 医療費助成に対する県補助の拡充等について

【子どもの医療費助成】

子どもの医療費助成に対するニーズの高まりを受け、今年度中には県内の全ての市町が中学生までの医療費助成を実施し、更に高校生まで対象児童の範囲を拡大している市町も増えています。

一方、小学生以上の子どもの医療費助成については、現物給付方式導入以降、多くの市町で助成額が増加し、加えて、審査手数料の発生や国保会計への国庫負担金の減額等、市町の財政負担は大きくなっています。そのような中、近隣の福岡県では、今年度から中学生までの医療費助成に支援を拡大し、県内地域間格差の解消に努めることとされています。

つきましては、市町の助成に対する財政支援等について、次のとおり要望します。

- 未就学児と同様に小学生以上の医療費助成についても県費 1 / 2 の補助を行うこと。
- 現物給付に伴う国保会計への国庫負担金の減額措置が速やかに廃止されるよう、引き続き国に求めること。
- 子どもの医療費については、義務教育終了までの子どもに対し、現物給付方式による全国一律の制度を創設するよう、強く国に働きかけること。

【ひとり親家庭等医療費助成】

県と市町が現在協議しているひとり親家庭等医療費助成制度の現物給付化につきましては、助成費、審査手数料の増加、国保会計への国庫負担金の減額措置等の市町負担の増加を踏まえた県補助を検討する等、現物給付化に向けた協議が進展するよう要望します。

【重度心身障害者医療費助成】

現在、佐賀県における重度心身障害者医療費助成事業の助成方法は、助成対象者が医療機関で自己負担分を支払ってから、市町に申請し、後日還付される償還払い方式となっています。

そのため、医療機関窓口で支払う金額の心配や助成申請手続きの煩わしさから、給付方式の現物給付化の要望が多く出されているところです。

また、令和3年度より精神障害者保健福祉手帳1級所持者も対象者となり、

助成事業の助成件数、助成金額が増加し、それに伴い、市窓口での受付業務及び支払い事務の業務量も増加すると考えられます。

つきましては、重度心身障害者医療費助成の現物給付化の協議を進展させるため、国保会計への国庫負担金の減額については、速やかに廃止されるよう働きかけて頂くとともに、市町負担の増加に対する県補助の充実を要望します。

関係法令等

- ・佐賀県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱
- ・佐賀県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱
- ・佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱

1 3 保育園・幼稚園における障がいがある園児や特別な配慮を必要とする園児への支援について

障害児保育の補助については、国庫補助事業として昭和49年度から平成14年度まで実施され、平成15年度以降は地方交付税措置の対象となっております。また、県単独補助については、平成6年度から国庫補助の対象とならない児童に対し補助が開始されておりましたが、平成19年度より軽度障害児を含め地方交付税措置となったため、県単独補助が廃止されたところです。

地方交付税について、その用途は限定されておらず、算定額どおりの費用に充てることは困難であり、そのため、平成30年度に障害児保育に要する経費を400億円から800億円と増額されてはおりますが、交付税の増額による障害児保育の補助の拡充は難しい現状です。

さらに近年は、障害の程度が重い障害児以外にも、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応も求められています。地方交付税措置では、障害児2人に対し職員1人の配置を基準とし、障害児1名あたり年額150万円程度の算定となっておりますが、現状では職員の配置が困難で、受け入れができない現状や交付税措置では障害児保育の拡充が難しい現状を踏まえ、実態に見合った財政措置となるよう、財政的支援の拡充まで踏み込んで実施して頂くよう、次のとおり要望します。

- 各市町で実施している補助事業に対する県補助制度の創設。
- 障害児保育に係る経費は、交付税措置ではなく補助事業として実施することの国に対する働きかけ。

関係法令等

- ・ 障害児保育に係る保育士等の配置について

(平成30年3月27日 子保発0327第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長)

1 4 地域生活支援事業費補助金の増額及び県単独補助の創設について

障害者総合支援法及び同法施行令に基づき実施している地域生活支援事業に対する国庫・県費補助金は、国（50／100）、県市町（25／100）の負担相当額であるべきところ、厚生労働大臣が定める基準によって算定されるため、市は5割を超える負担を強いられています。

また、国庫・県費の補助額は年々減額され、必須事業の実支出にのみ充当しても補助額は、国が約4割、県が約2割の額となっており、実態に即応しておらず、財源措置は不十分で市町の負担はさらに大きくなる一方です。

このような状況下では、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による効果的・効率的な支援が十分にできず、地域間で支援の格差が生じるものと懸念いたします。

については、施行令において規定されておりますが、超過負担の解消を図るための検討をして頂くよう次のとおり要望します。

- 市の実態を把握し、現行法以外の別枠の仕組みを創設する等、県単独で25／100を補填する財政措置を講じること。
- 県は国に対し、厚生労働大臣が定める基準について、地方財政法第18条の規定に基づき、事業実施のために必要、かつ十分な金額を基準とし財政措置を講じるよう働きかけること。

関係法令等

- ・ 障害者の日常生活用具及び社会生活を総合的に支援するための法律
- ・ 障害者の日常生活用具及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令
- ・ 地域生活支援事業実施要綱
- ・ 地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱
- ・ 佐賀県地域生活支援事業費補助金交付要綱

15 民生委員・児童委員の活動環境の整備等について

近年、民生委員・児童委員の選任に苦慮する地域が多く、一部地域では欠員が生じています。また、新たに民生委員等になった者も1期3年で職を辞するケースも多く、地域福祉の推進に重要な役割を担う民生委員等の担い手不足及び育成の問題は、喫緊の課題となっています。

担い手不足の背景としては、生活様式の多様化や高齢者雇用の増加、住民が民生委員・児童委員に抱く「忙しい、難しい」というイメージなどが考えられ、再任に繋がらない要因としては、住民の理解不足からくる過度な支援の要求や活動量の増加に伴う経費負担増などが考えられます。

このことから、民生委員・児童委員の活動環境の更なる充実のため、以下のことについて要望します。

- 早急に市町における民生委員・児童委員の課題や実態把握を行い、複雑化・多様化・増大化している活動内容が過度の負担とならないよう整理を行い、その負担軽減に努めること。
- 活動日数・件数の増加に伴う電話通信費、車燃料費等の経費の増大や、新型コロナウイルスの影響を受け、従来の訪問活動に代わり、電話による安否確認や災害時避難連絡等の対応が増えたこと等も勘案し、各市町の活動実態と照らし合わせた上で、活動費等交付金の増額を行うこと。
- 研修については、法令等の講義や有識者等の講演だけでなく、他市町の委員との情報交換や情報共有の場を設けたり、手引きを活用したりするなど、実践に繋がるような研修内容の充実を図ること。
- 民生委員等の活動内容や制度に対する県民の理解を深めるため、県民だよりや新聞、テレビなどのメディアを使った継続的、かつ効果的なPRを引き続き行うこと。

- 県においても、退職前の職員（外郭団体を含む）や職員OBに対して、民生委員等の新たな人材確保に向け積極的な働きかけを行うこと。
- 現制度は100年以上の歴史のある制度であるものの、今の時代に見合った新たな民生委員制度についての検討を国に対し要望すること。

関係法令等

- ・ 民生委員法及び施行令
- ・ 児童福祉法

1 6 新型コロナウイルス感染症対策に対する支援等について

新型コロナウイルス感染症は、住民生活や経済活動に甚大な影響を及ぼしており、各市町においても、感染状況や国、県の方針を受け、感染拡大予防の措置をはじめ、事業者への支援などあらゆる対応を行っているところです。

そのような中、ワクチン接種が始まり、感染拡大防止に向けて期待されますが、収束の見通しは不透明な状況で、今後も地域経済に影響を及ぼすことが予想されます。

このことから、新型コロナウイルス感染症が収束し、通常の生活に戻るまでは今後共、県と市町が一体となって適時適切な支援を継続していく必要があります。

については、以下の項目について要望します。

- 新型コロナワクチン接種については、実施主体となる市町が円滑に運営できるよう、今後とも県の継続的な支援・協力を行うこと。
- 各市町が実施する独自の対策については、国の交付金により全額を補填する等、地方財政措置を講じるよう国へ働きかけること。
- 影響を受けた全ての分野の事業者に対して、安定した経営が営めるまで、長期的で適時適切な支援を継続すること。

関係法令等

1 7 頭首工（可動堰）の保全に対する支援増について

当該施設は、昭和の後期から平成の初期にかけて一斉に造成されたものであり、例えば、鹿島市における頭首工（可動堰）は29箇所設置され、保全については国や県の支援を受け、市においても応分の負担をしながら、地元（受益者）で維持管理を行っているところですが、10年毎の塗装塗り替えが必要となるほかにも、油圧シリンダーや油圧配管の取り替え修理、扉体取り替えや取水ゲート開閉機のオーバーホールなど故障等が目立つようになり、受益者である農家戸数が減少する中、保全対策に伴う受益者負担額が増大している状況です。

現在、頭首工をはじめとした農業水利施設は農業用水以外にも、雨水や家庭用排水、火災時の用水確保、災害防止など、多面的機能を発揮しており、その維持管理は公益性が高く重要であることから、鹿島市においては、頭首工の維持管理費の負担率の上乗せ（増額）を平成30年度から実施しております。

県においては、令和元年度に鹿島市において『頭首工の統廃合や維持管理費軽減に向けた事業化のモデル実証』による調査事業に取り組みされており、現在も同地域で施設の在り方の検討を県・市・地元一体となって実施しているところですが、頭首工の維持管理費につきましては、負担率の上乗せ（増額）による地元受益者負担の軽減を図って頂くよう要望します。

関係法令等

1 8 空き家の除却費用等に係る県の財政支援について

各市においては、防災、衛生、景観等の観点から、地域住民の生活環境に影響を及ぼす、或いは及ぼす恐れのある危険な空き家については、所有者等による適正な管理を求めるとともに、一定条件の下、除却費用の一部を補助するなど、地域の良質な居住環境の確保に努めていますが、空き家の増加傾向は続き、更に行政代執行や略式代執行の増加も重なり、除却等に係る市の費用負担がますます財政を圧迫する事態となっています。

対策費用につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく国の交付金制度を活用しているところですが、県におかれても、各市の費用負担に対する補助を行う等、財政上の措置を講じるよう要望します。

関係法令等

- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法
(財政上の措置及び税制上の措置等)

第 15 条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適正かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- ・ 社会資本整備総合交付金「空き家再生等推進事業（除却事業タイプ）」国補助率 2 / 5

1 9 佐賀県急傾斜地崩壊防止事業における要件の緩和及び補助率の嵩上げについて

近年の地球温暖化等に起因する局地的な豪雨台風や地震等による自然災害が増加傾向にある中、特に急傾斜地における災害対策は早急な対応が求められているところですが、急傾斜地の殆んどは個人所有の土地であるため、災害の防止や復旧のための対策工事は所有者での対応が基本となっています。

佐賀県急傾斜崩壊防止事業では、「人家5戸以上に直接被害を与えると認められる箇所」が補助要件となっていますが、山間部となる周辺部の地域では、家屋が連坦せず散在している状況もあり、補助対象とならない箇所も多く、また一部では法面崩壊の放置による危険な状態のところもあり、そのため、地域住民からは要件見直しの要望が寄せられているところです。

また、要件を満たす箇所においても、事業に対する地元負担の支払いが困難とすることで要望を取り下げる事例もあり、負担軽減のための補助率の嵩上げ要望も寄せられているところです。

今後、災害を未然に防止し、また住民が安全で安心して暮らせる住環境を確保していくため、本事業の要件（5戸以上の戸数要件）の緩和と負担軽減のための補助率の嵩上げを要望します。

関係法令等

- ・佐賀県急傾斜地崩壊防止事業費補助金交付要綱

20 法定外公共物（里道・水路）の維持管理に対する支援策の創設について

国有財産であった法定外公共物については、地方分権の推進を図るため、平成17年3月末までに市町に譲与されました。

このことにより、従来より市町で行っていた「機能管理」のみならず、これまで佐賀県で行われていた「財産管理」についても、現在は市町で行うこととなっています。

市町においては、法定外公共物は、地域に密着した形で住民の公共の用に供しているため、地元（地域）での日常管理をお願いし、それに対し市町によっては、原材料支給等の助成を行っているところです。

しかしながら、譲与から10年以上が経過し、公共物の老朽化が進むとともに、豪雨災害等による破損等、地元では対応できない事例も発生しており、更に管理をお願いしている地元も、高齢化や地域コミュニティの低下等により維持管理が困難になりつつあります。

これらのことより、法定外公共物に対する国・県での新たな制度による国土の維持管理に対する支援策の創設を要望します。

関係法令等

2 1 下水道事業の10年概成（令和8年度）以降の未普及対策事業の継続について

健全な水環境を保全するため、生活排水処理施設の整備が重要となっており、早い時期から下水道整備を進めてきた大都市では、普及率（汚水処理人口普及率）91.7%と進んでいます。しかし、中小都市とは格差があり、特に人口5万人未満の都市の普及率は81.1%にとどまっている状況で、今後の整備が課題となっております。

例えば、多摩市では、平成25年度に下水道全体計画を策定し、平成52年度（令和22年度）を概成年次として計画的な整備を行うこととしておりましたが、国からは、下水道未普及整備事業については、令和8年度を目途に概成（10年概成）するよう方針が示されたところです。

このことから、10年概成達成のため下水道整備区域（全体区域）の縮小、浄化槽区域の見直し等、概成年次の短縮を検討しているところではありますが、これらの検討を図っても、市の財政状況を勘案すれば、現状の事業量での整備となり、10年概成は困難な状況にあります。

つきましては、令和9年度以降の下水道未普及対策事業の継続と予算確保について、県においても国に対し要望して頂くようお願いいたします。

関係法令等
下水道法

2 2 土砂災害特別警戒区域に指定された箇所への対策工事の実施について

近年の異常気象により、土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、住民の生活に大きな影響を与えています。

「土砂災害防止法」により、佐賀県におかれましては、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域について、基礎調査を行い、住民説明会を通じての危険の周知等のソフト対策を推進して頂いておりますが、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された箇所の住民の方々は、土砂災害防止工事等のハード対策を望まれており、このような住民の安全・安心を確保するためには、指定された箇所への土砂災害防止工事が必要と考えますが、市独自での対策工事を実施するには、現下の厳しい財政事情の中では対応できない状況です。

現在、例えば、神崎市脊振町においては、広滝地区及び一番ヶ瀬地区において通常砂防事業を実施されているところではありますが、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された箇所の整備については、交付金事業での採択により、早急に整備をして頂くよう要望します。

また、交付金事業での採択が厳しい小規模な箇所については、県単補助事業の拡充により、整備を実施して頂くよう要望します。

関係法令等

- ・土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律

2 3 河川改修及び内水排水対策について

県内各地域においては、豪雨の影響による度重なる浸水被害が発生しており、今後も異常気象による甚大な浸水被害が危惧されるところです。

県河川の整備促進及び内水排水対策については、平素より尽力頂いていますが、今後、更なる整備の促進と排水ポンプの機能向上を図って頂きますようお願いいたします。

[鳥栖市]

- (1) 下野排水機場から県道中原鳥栖線上流部付近までの早期完了
- (2) 県道中原鳥栖線上流部付近から県道肥前旭停車場線までの整備計画の早期策定
- (3) 下野排水機場のポンプの向上

[多久市]

- (1) 県河川・小侍川の河川改修
- (2) 県河川・永瀬川流域における内水排水対策
- (3) 県河川・庄川流域における内水排水対策
- (4) 県河川・山犬原川の河川改修

[武雄市]

- (1) 県河川・松浦川の河川改修
- (2) 県河川・六角川上流部の氾濫解消対策
- (3) 県河川・広田川における排水対策
- (4) 県河川・川添川と馬神川の合流箇所国道橋改修
- (5) 県河川・武雄川の河川改修
- (6) 県河川・甘久川の河川改修
- (7) 県河川・災害箇所の早期復旧

[小城市]

- (1) 県河川・牛津江川の河川改修
- (2) 県河川・晴気川の河川改修

[神崎市]

- (1) 県河川・三本松川河川改修の整備促進
- (2) 県河川・中池江川河川改修の整備促進
- (3) 県河川・馬場川河川改修の整備促進
- (4) 三本松川及び馬場川排水機場の適切な維持管理と能力アップ

関係法令等

2 4 幹線道路網の整備促進について

幹線道路網の整備は、都市相互の連携と均衡ある地域の発展を図るため、極めて重要かつ緊急な課題です。特に、自動車交通に依存する地方都市にとって、道路整備は地域産業の活性化と住民生活の安定向上による地域浮揚に不可欠です。

よって、県におかれては、立ち遅れている地方の道路事情に十分配慮の上、必要な道路整備財源の確保に向けて尽力頂くとともに、下記の幹線道路網整備の早期実現方について国への働きかけを強く要望します。

また、県道の整備推進についても、特段の整備促進をお願いするとともに、県道の維持・補修管理にも十分配慮を頂きますよう併せお願いします。

[佐賀市]

- (1) 有明海沿岸道路の整備促進
 - ・大川佐賀道路の全区間早期供用
 - ・佐賀福富道路の全区間早期供用
- (2) 佐賀唐津道路(多久市～佐賀市)の整備促進
 - ・多久佐賀道路Ⅰ期の早期着工、多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化、佐賀道路の早期供用
- (3) 国道 444 号の整備促進
 - ・嘉瀬新町地区の交通安全対策の実施
 - ・川副町鹿江地区の交通安全事業の促進
- (4) 主要地方道前原富士線の整備促進
- (5) 主要地方道佐賀川久保鳥栖線の整備促進
 - ・佐賀市高木瀬工区の整備促進

[唐津市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進
- (2) 佐賀唐津道路の整備促進
 - ・唐津相知間の早期事業化
- (3) 国道 202 号バイパス唐津大橋 4 車線化の早急な事業着手

- (4) 国道 204 号
 - ①唐房バイパス及び屋形石地区の整備促進
 - ②肥前町新木場地区の整備促進
 - ③交通安全施設（歩道設置）整備事業の促進
 - ・肥前町八折栄～万賀里川間及び肥前町切木～東山間
- (5) 主要地方道唐津呼子線（都市計画道路大手口佐志線）の整備促進
- (6) 主要地方道唐津呼子線（唐房入口交差点～岩野交差点間）の道路拡幅及び唐房入口交差点改良の促進
- (7) 主要地方道唐津北波多線（唐津工区）の整備促進
- (8) （県道虹の松原線）松浦橋兩岸交差点部の右折レーンの設置及び橋の架け替え
- (9) 主要地方道肥前呼子線（梨川内工区）の整備促進
- (10) 主要地方道筒井万賀里川線の整備促進

[鳥栖市]

- (1) 県道の整備促進
 - （県道鳥栖朝倉線）都市計画道路 酒井西小郡線
 - ・味坂スマート IC（仮称）のアクセス道路となる商工団地北入口交差点（国道 3 号）から福岡県境までの整備促進
 - （県道佐賀川久保鳥栖線）
 - ・一本杉住宅入口交差点までの整備促進と立石交差点までの整備計画の早期策定
 - （県道中原鳥栖線）
 - ・下野交差点までの整備促進と県道江口長門石江島線までの整備計画の早期策定
 - （県道久留米基山筑紫野線）
 - ・JR 鹿児島本線アンダー部の 4 車線化の整備促進
- (2) 国道の整備促進
 - （国道 3 号）
 - ・鳥栖拡幅事業の整備促進
 - ・鳥栖久留米道路事業の整備促進
 - ・永吉交差点改良事業の整備促進
 - ・鳥栖拡幅事業以南（商工団地北入口交差点～久留米市間）の整備計画の早期策定
 - （国道 34 号）
 - ・国道 34 号（鳥栖～神埼間）のバイパス整備計画の早期策定

[多久市]

- (1) 佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）の早期完成
- (2) 県道 25 号多久若木線（長尾～東の原）の早期完成
- (3) 県道 338 号岸川筋原線（岸川地区）の改良
- (4) 県道 332 号多久牛津線の整備
- (5) 県道 35 号多久江北線の整備

[伊万里市]

- (1) 西九州自動車道の整備促進
 - ・伊万里道路、伊万里松浦道路
- (2) 国道 204 号バイパスの整備促進
 - ・瀬戸～黒川間
- (3) 県道伊万里・有田線（セラミックロード）の整備促進

[武雄市]

- (1) 国道 498 号の整備促進
 - ・北方工区の早期整備
 - ・市域における残区間整備計画の早期策定と早期着手
- (2) 国道 34 号（武雄市北方町）バイパス延伸区間の早期整備
- (3) 主要地方道等の早期整備促進
 - ・主要地方道（武雄多久線、相知山内線、多久若木線）の早期整備
 - ・主要地方道（武雄伊万里線、武雄福富線、嬉野山内線）及び一般県道（梅野有田線、北方朝日線）の歩道未整備地区の早期整備

[鹿島市]

- (1) 有明海沿岸道路整備促進
 - ・福富鹿島道路の令和 5 年度（2023 年度）までの工事着手
 - ・鹿島～諫早間の有明海沿岸道路や島原道路等と一体となった道路ネットワークの整備
- (2) 国道 498 号整備促進
 - ・鹿島市から武雄北方 IC までの安全で走行性の高い道路の事業着手
- (3) 新たな広域道路交通計画
 - ・有明海沿岸道路（鹿島～諫早）及び国道 498 号の広域道路としての明確な位置付け
- (4) 国道 207 号整備促進

- ・北鹿島地区～浜地区間の歩道整備促進及び一部拡幅改良の早期完成
 - 中牟田地区 L=500m
 - 北鹿島地区
- ・七浦西部地区（西葉～母ヶ浦区間）の拡幅改良及び歩道の整備促進
- ・七浦海岸（音成地区～江福地区間）の消波工の早期完成
- (5) 歩道未整備区間の早期完成
 - ・県道大木庭・武雄線（浅浦工区）の歩道整備 L=660m
 - ・県道山浦肥前鹿島停車場線（横田工区）の自転車歩行者道整備 L=500m

[小城市]

- (1) 佐賀唐津道路（多久市～佐賀市）の整備促進
 - ・多久佐賀道路Ⅰ期及び佐賀道路の整備促進
 - ・多久佐賀道路Ⅱ期の早期事業化
- (2) 有明海沿岸道路の整備促進
 - ・佐賀福富道路の全区間早期供用

[嬉野市]

- (1) 国道 34 号（嬉野高校～今寺交差点間の一部、今寺交差点～県道嬉野塩田線間、一位原交差点付近）及び国道 498 号（塩田町町分地区、塩田町南下久間地区、塩田町真崎地区）の歩道整備
- (2) 県道の整備促進
 - ・県道大村嬉野線（上岩屋地区）、県道嬉野川棚線（下不動、中不動地区）、県道嬉野下宿塩田線・県道岩屋川内嬉野温泉停車場線（峰川原地区）
- (3) 長崎自動車道嬉野インターから新幹線嬉野温泉駅までアクセスする道路の整備計画の策定

[神埼市]

- (1) 国道 34 号の整備促進
 - ・鳥栖～神埼間のバイパス整備計画の早期策定
 - ・大町橋から上犬童交差点までの 2 車線区間の 4 車線化の整備促進
 - ・神埼駅前交差点改良の整備促進
- (2) 県道の整備促進
 - ・県道佐賀川久保鳥栖線（城原地区）における交通安全事業の促進
 - ・県道神埼北茂安線（神埼～吉野ヶ里工区）の整備促進
 - ・県道佐賀八女線（境原地区）における交通安全事業の促進

- ・ 県道三瀬神埼線（広滝地区及び的地区～小湊地区）における交通安全事業の促進
- ・ 県道諸富西島線（迎島工区）の整備促進
- （3） 国道 264 号の整備促進
 - ・ 千代田町下西地区及び嘉納地区区間における交通安全事業の促進
- （4） 県道三瀬神埼線のバイパス化による広域道路ネットワーク道路網の構築
 - ・ 第 2 次神崎市総合計画及び神崎市国土強靱化計画を踏まえた物流、観光、災害時に有効となる県道三瀬神埼線のバイパス化及び JR 長崎本線と国道 34 号との同時立体交差による道路整備

関係法令等

令和3年10月5日

佐賀県知事

山口 祥 義 様

佐賀県市長会

会長 秀 島 敏 行